裁判員になったつもりで

評

議

というものを体験してみました。



~ 裁判員裁判体験レポート ~

今回は、お笑い芸人の「**すゑひろがりず**」のお二人に、**横浜地方裁判所**で、 裁判員裁判の手続を体験していただいた様子を報告するニャ! ※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じた上で実施しました。



裁判員制度広報キャラクター さ い ニ ャ ン

三島達矢さん

南條庄助さん

- ゲスト紹介 -

日本の伝統芸能「狂言」を芸風に取り入れた漫才でおなじみの人気お笑いコンビ。 2019 年「M-1 グランプリ 2019」決勝進出、2022 年「第7回上方漫才協会大賞」大賞受賞など、近年目覚ましい活躍をしているお二人です。

<mark>裁</mark> 判員制度 とは・・・

裁判員制度は、国民の皆さんに、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、 証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告します。 令和5年から

18歳、19歳

も裁判員に選ばれる ようになりました!!

<裁判手続の流れ>

候補者 名簿作成

名簿記載 通 知 選任手続 期日の お知らせ

選任手続期 日

公判手続

評

判決宣告



すゑひろがりずのお二人には手続の一部を体験してもらうニャ 横浜地裁の皆さん、案内よろしくニャ

今回案内するのは・・・

横浜地方裁判所の こちらの職員です!



給木裁判長



北川裁判官



二十書記官



太田書記官

選任手続をのぞいてみよう!



まずは、裁判員等選任手続からご案内します。

最初に職員から、裁判員の皆さんが担当する事件の概要 や日程等を説明します。

1 質問票の記入

職員の説明を聞いて、候補者は質問票(当日用)を記入します。





今回は **架空の事案** の 手続に参加してもらうニャ

被告人

横浜未来(よこはま みらい)

罪名

現住建造物等放火

事件の内容

令和4年1月某日午後10時頃、被告人は、横浜市内のアパートの壁に何らかの方法で火を放ち、その建物の壁の一部を焼損したとして起訴されているもの。

質問票(当日用)

問1全ての日程に参加できるか。

問2事件の被告人 と関係があるか。 こんなことを 聞いてるニャ



2 裁判長からの質問



候補者全員に、質問票の記入に間違いがないか、などを 質問します。

裁判官と直接話すことを希望される候補者には、この後、 別室で個別に質問を行います。

3 個別質問



この日は動画の撮影が入っているんですが・・・

育児や家事のため終了時間を気にされている方が 多いので、公判や評議は午後5時までに終わるよう に配慮しています。



午後5時に終わるなら、動画の撮影とも調整できますね!



4 裁判員等選任くじ

個別質問が終わり、辞退希望が 認められた候補者を除いたら、 裁判員と補充裁判員をくじで 選びます。 くじで当選した番号を読み上げます。 裁判員は、11番、14番・・・





公判手続をのぞいてみよう!



「見て聞いて分かる裁判」

をお二人にも体験してもらうニャ!!

裁判員に選ばれると、**実際に法廷で被告人や証人の話を聞いたり、証拠物を見る**など、審理に参加してもらいます。 直接、被告人や証人に、気になることを質問することもできます。また、法廷では、かみくだいた言葉を使って 説明するなど**法律知識がなくても**理解できるよう様々な工夫をしています。



証人の話を聞いてみよう!



本件では、**証人は、犯人の犯行を目撃した**と証言しています。 その目撃場所を示してもらいましょう。

今回は、三上書記官に書画カメラ の 操作をお願いしたニャ

証 言 台 の タブレットに 地図を表示 します。



証人が犯人を 目撃した場所に ○を付けます。

裁判員席にある モニターで見る ことができます。



証人に質問してみよう!



いい質問ですね!



裁判官がいい質問ですねとか言ってくれる んですね!びっくりしました!



本当にそう思ってます!

実際の裁判でも我々がハッとするような質問がされることは多いですし、いろんな感覚をもっている国民の皆さんの視点というのは、目からウロコが落ちる思いです。



評議を体験してみよう!

ここまでで、いかがでしたか。裁判員やれそうですか?

僕は本当に**情に流されるタイプ**で、やっていませんと言われて、被告人の顔を 見たときに、正しい判断ができるか不安ではあります。





僕も**グラグラ**しちゃいますね。やっていると思ったり、やっていないと思ったり。 話し合いのなかで主張を押し通した方が正解のように感じてしまうかもしれません。



不安はあると思いますが、一人で決めるわけではなくて、みんなで議論して結論を出すので、 大丈夫です。また、それぞれの発言を聞いて、なるほど、と思うのは、**事件をきちんと考え ているということ。決して悪いことではありません。**実際、ブレながら心証を形成していく というのは裁判官もやっていることです。

では、これから 評議 をしていきましょう!



今回は、こちらの 架空の事案 をもとに議論してもらうニャ

罪 名 現住建造物等放火

事件の内容 令和 4 年 1 月某日午後 10 時頃、被告人は、横浜市内のアパート の壁に何らかの方法で火を放ち、その建物の壁の一部を焼損した。

被告**人**(横浜未来さん)**の主張**

私は、やっていません。

事件があった日は、近くの飲み屋で一人でお酒を飲んだ帰りでした。 家を出る前に、ファンヒーターに灯油を補充しました。ズボンに少し灯油が 付きましたが、人に会う予定もなかったので着替えませんでした。



目撃者の証言

私は被害のあったアパートの住人です。 事件の日の午後10時、家に帰ったら、 犯人がアパートに火をつけるところを 見て、通報しました。



私がいた場所と犯人がいた場所との距離は、 10 mくらいでした。

犯人の身長、体格、髪型は、被告人 と同じくらいです。犯人は、**黒色の** ダウンジャケット、濃紺の長ズボン、 黒っぽい靴を履いていました。



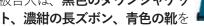
警察官の証言

私は通報を受けて、事件現場に駆け付け た警察官です。



事件の日の午後10時15分頃、現場から

500m くらい離れた路上で被告人 を発見し、職務質問をしました。 被告人は、**黒色のダウンジャケッ**





履いており、ズボンからは灯油のにおいがしまし た。被告人の所持品にはライターがありました。 タバコを吸うためだと言っていましたが、**タバコ** は持っていませんでした。

本件の争点は、被告人が犯人かどうか。

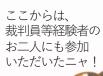




補充裁判員経験者 裁判員経験者 氏家さん 内藤さん

裁判員裁判は裁判官と国民が一緒に議論して 結論を出すことに意味があります。

皆さん、自由にどんどん発言してくださいね!







まず評議をどのように進めるのか、私がいつも話しているルールを一部ご紹介します。

- 1 疑わしきは被告人の利益に! ~ グレーは「潔白」と同じ扱い
- 乗り降り自由! ~ バスの乗り降りのように、途中で自由に結論を乗り換えて OK
- 3 空気を読まないで! ~ 周りに流されず自分の意見で OK などがあります。





見るべきポイントは、**目撃者と警察官の証言が信用できるか**、という点です。 **被告人は、犯人といえるかどうか**話し合ってみましょう。三島さんは、どう思いますか。

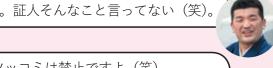
ばっさり言うと、やってないんじゃないかって思います。 被告人が着ていたのは、「もこもこ綿入り羽織」でしたっけ。

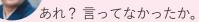
火がうつりそうだし、人気で、着ている人が多いから、それで犯人とするのはちょっと。





ダウンジャケットでしょ。証人そんなこと言ってない(笑)。







本来、評議中にツッコミは禁止ですよ(笑)。 非常に面白い意見ですね。南條さんはいかがですか。

警察官は**被告人が 「青色の靴** | を履いていたと言っているのに、 **目撃者は 「黒っぽい靴** | と言っているのが気になりますね。



それに、**火付け**と言ったら、**江戸時代では極刑**になりますからね。



(笑) 時代は令和ですからね、法定刑の範囲内で決めますけどね。 氏家さんと内藤さんにも意見を聞いてみましょうか。



靴の色が違うという点は、午後 10 時という目撃時間と、10m という距離は近くはないと 思うので、見間違いということもあるかと思います。

目撃者の証言の信用性は高そうですが、**ライターを持っていたことや灯油のにおいだけで 有罪にするのは、慎重に考えたほうが良いのではないか**とも思っています。

すゑひろがりずの裁判員裁判体験レポート



僕は、被告人が、たばこを吸っているのに**たばこを持っていなかった**ということが気になります。 偏見かもしれないですけど、**僕の周りの人で**、たばこを吸っている人は、いつもたばこは持っているんですよね。

靴の色は、どんな青色かにもよりますが、時間帯によっては、黒に見えることもあるかなとは 思います。ただ、火が上がっていることを考えると、鮮明に見えていたのかもしれませんが・・・。



なるほど。皆さん、これまでの意見に対して、反論等はありますか。

夜に「青いネコ型ロボット」を見て、黒っぽいと言いますか。

警察官が青色とはっきり言っているなら、明らかに青色が目立ったんじゃないかな。





うーん、夜でもネコ型ロボットは、黒っぽいとは言わないかもしれないですね。



それも一理ありますね。 私は、目撃者の証言と警察官のいう特徴が、靴のことを除いて大体一致しており、共通する点があるということは被告人が犯人であるといえる一つのポイントになるかなという印象を持ちました。証言の一つ一つをみていくと、疑問が生まれるのは、皆さんがおっしゃるとおりですね。

私の話をしますと、司法修習の**授業中に、突然教室の前から入ってきて、後ろの出口へ走り去っていった人がいたんです。**教官が、今の人はどんな服を着ていましたかと聞いたら、みんなバラバラの意見でした。結局、初めて見る人に対しての目撃者の記憶って、あいまいなんですよね。逆に、知っている人だとしたら離れていても分かることがあります。初対面かどうかで目撃証言の信用性はけっこう違いがありますね。





時間が経つにつれて記憶があいまいになるというのは経験上も感じることですし、心理学かなにかの授業で**時間が経ってからの証言は、犯人のイメージが混ざり、実際とは異なることもある**と聞いたことがあります。目撃した時にメモを取っていたのであれば信用性は高いと思いますが・・・。



ここで、評決をとりましょうか。

今回はどうする?

評決の結果、

無罪となりました。



ここでは紹介しきれないくらい、 話し合いは盛り上がっていたニャ あなただったらどこに着目するかニャ??



Q&A 裁判官になんでも聞いてみよう!



Q1 裁判員を経験した感想を SNS に書き込んでも良いですか?

公判手続は公開しておりますから、裁判が終わった後であれば、裁判員を経験した感想を SNS に書き込んでも良いですよ。ただ、評議は非公開で行っており、自由な意見交換ができるよう、関係者のプライバシーを保護する守秘義務がありますから、評議の内容は秘密にしなくてはいけません。また、評議以外であっても、裁判員として参加したことにより知ったこと(裁判員や被害者の名前などプライバシーに関わること)も秘密にしないといけません。



Q2 裁判員の服装に決まりはありますか? 鼓は法廷に持ち込みできますか?

服装に指定はないので、普段どおりで結構ですよ! もちろん「はかま」でも大丈夫です。

ただ、傍聴席には被害者や遺族の方もお見えになりますので、そういった方々の心情にも配慮した服装が望ましいですね。

…鼓は控室に置いておきましょう!

木づちは、日本の法廷では 使っていないんですよ。 鼓、木づちみたいに鳴らすの だめですかね? 鼓、採用しましょうよ。







Q3 裁判員が審理する事件としない事件はどう違うんですか?

法定刑の重さによって、裁判員裁判の対象事件かどうかが違っています。裁判員裁判の対象事件となるのは、法定刑がより重い犯罪であり、例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪などがあります。



ニュースになるような 事件は、裁判員裁判 になることが多いんで すね。





Q4 高校生は裁判員に呼ばれないですよね?

令和5年から裁判員になれる資格が変わり、18歳、19歳 の方も裁判員に選ばれるようになります。

高校生の方が裁判員に選ばれる可能性もあるんですよ。



さすがに高校生は・・・と思ってました。

これから裁判員になる方々へ・・・



令和 5 年から **18 歳、19 歳** も選ばれる裁判員裁判! やってみてどうだったかニャ?

裁判員等経験者の感想

裁判員を経験して、被告人にもそれぞれの家族関係や友人関係というバックグラウンドがあるということに気付きました。裁判員を経験するまでは、犯罪は人ごとのように感じていましたが、自分が生きている社会の在り方について考えるきっかけになりました。 (22歳・大学生・内藤さん)

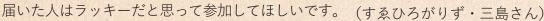




あまり人生経験があるという自信はない状態で裁判員になることに最初は不安がありましたが、協議に参加できたことや裁判員としての経験を、自分がこの先どういかしていくのかということを考えたときに、早い段階で裁判員を経験することができてよかったと思います。 (23歳・大学院生・氏家さん)

すゑひろがりずのお二人からのメッセージ

裁判官って、もっと冷徹な、感情のない人だと思っていたら**ただのおっちゃん(笑)**で、とっても話しやすかったです。最初は、裁判所には入るのも怖くて、裁判員に選ばれるのは面倒くさいな、というイメージでしたが、今では、裁判所からの通知が届いてほしいくらいに思っています!







評議の話し合いは、もっと会議感の強いものを想像していましたが、ざっくばらんな普通の会話だったのが意外でした。

体験できて、楽しかったですし、**これは良い経験になるなと感じました!** 裁判員は難しいというイメージを持ちすぎず、裁判所から通知が届いた方はぜひ 参加してみてください。本当に裁判所のイメージが変わります!

(すゑひろがりず・南條さん)

すゑひろがりずのお二人、裁判員等経験者のお二人、ありがとうございました!! 裁判所から通知が届いた方は、裁判員制度にぜひご協力ください!



18歳、19歳 のみんなも よろしくニャ



裁判員制度について、もっと詳しくお知りになりたい方は 裁判員制度ウェブサイトをご覧ください。









裁判員制度